

大綱策定後の主な子供の貧困対策の実施の状況について

平成 27 年 8 月 28 日

子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）の策定から、現在までの主な子供の貧困対策の実施状況は以下のとおり。

1. 教育の支援

○スクールソーシャルワーカーの配置を拡充 し、児童生徒の家庭環境等を踏まえた教育相談体制を整備

・ H26 年度 1,466 人 → H27 年度 2,247 人（予算上）

○家庭での学習が困難な中学生等を対象とした 地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾） の実施

・ H26 年度 700 中学校区 → H27 年度 2,000 中学校区（予算上）

○生活困窮世帯の子供を対象とした、居場所づくりを含む学習支援事業 を実施

・ H26 年度 約 200 自治体 → H27 年度 約 300 自治体

○幼稚園等の保育料 について、低所得世帯の保護者負担を軽減

・ 市町村民税非課税世帯（年収 270 万円まで）の負担額
H26 年度 9,100 円 → H27 年度 3,000 円（月額）

○高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度 について、学年進行による対象者数の増員及び生活保護受給世帯・非課税世帯における支援内容の充実

・ 対象者 H26 年度 15 万 7 千人 → H27 年度 34 万人（見込）

- 大学等奨学金事業における 無利子奨学金貸与人員の増員
 - ・ H26 年度 44 万 1 千人 → H27 年度 46 万人（予算上）

2. 生活の支援

- 生活困窮世帯の子供を対象とした、居場所づくりを含む学習支援事業を実施（再掲）
 - ・ H26 年度 約 200 自治体 → H27 年度 約 300 自治体

3. 保護者に対する就労支援

- 生活困窮者自立支援法施行に伴う 就労準備支援事業の実施
 - ・ H26 年度 約 100 自治体 → H27 年度 約 250 自治体

4. 経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
 - ・ H26. 12. 1 児童扶養手当法が一部改正され、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給
- 養育費相談支援センターにおける相談支援の実施及び自治体職員に対する研修等の実施
 - ・ H26 年度相談件数：7,363 件、全国研修会：2 回、地方研修会：9 回

5. 国民運動の展開

- 「子供の未来応援国民運動」趣意書に基づき、基金による支援の内容等を検討
 - ・ ホームページのオープン、マッチングサイトへの登録受付、募金の受け入れスタートに向けて準備中